



平成29年3月1日（水）

記者提供資料

桑野川タイムライン【阿南市版】を見直します

～那賀川事前防災行動計画（タイムライン）検討会を開催します～

◆平成28年台風16号での出水対応を踏まえ、国管理区間における桑野川タイムライン【阿南市版】を見直します。併せて国管理区間における那賀川タイムライン【小松島市版】を新たに作成します。以上を踏まえて下記のとおり那賀川事前防災行動計画（タイムライン）検討会を開催します。

1. 開催日時・場所
 - ・開催日時：平成29年3月3日（金）10：00～12：00
 - ・開催場所：国土交通省 那賀川河川事務所 別館3階会議室
2. 議事予定
 - ・規約改訂について
 - ・桑野川タイムライン【阿南市版】及び那賀川タイムライン【小松島市版】について
3. その他
 - ・会議は、報道機関を通じて公開いたします。

本施策は、四国圏域広域地方計画「No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災カプロジェクトの取組に該当します。

<問い合わせ先>

◎主な問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

電話（0884）22-6461（代表）

副所長

おかばやし ふくよし
岡林 福好

内線（205）

◎調査課長

かじもと やすし
梶本 泰司

内線（351）

那賀川事前防災行動計画（タイムライン）検討会 規約

（名称）

第1条 本会は、那賀川事前防災行動計画（タイムライン）検討会（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本検討会は、平成26年台風11号等での出水対応を踏まえ、関連する防災機関が連携して、今後の出水対応に活用するための那賀川・桑野川における事前防災行動計画（タイムライン）を策定することを目的とする。

（活動事項）

第3条 本検討会は、前条の目的を達成するため、以下の事項を実施する。

- （1）事前防災行動計画（タイムライン）阿南市版の内容充実
- （2）事前防災行動計画（タイムライン）那賀町版の策定
- （3）その他目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 本検討会には、阿南市部会と那賀町部会を設置するものとし、別表－1に定める会員によって構成する。ただし、会長が必要と認めたものをオブザーバーとして出席させることができるものとする。

2. 本検討会の会長は、那賀川河川事務所副所長（技術）の職にある者をもってあてる。
3. 阿南市部会の部会長は、那賀川河川事務所調査課長の職にある者、那賀町部会の部会長は、徳島県県土整備部河川整備課課長補佐の職にある者をもってあてる。なお、部会長は本検討会の副会長を兼ねるものとする。

（検討会の開催）

第5条 検討会は、会長が招集し開催する。

（部会の開催）

第5条の2 部会は必要に応じ、部会長が招集し開催できるものとする。

（事務局）

第6条 本検討会の事務局は那賀川河川事務所調査課、徳島県県土整備部河川整備課に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が本検討会に諮って定める。

付則

この規約は、平成28年3月28日から施行する。

那賀川事前防災行動計画（タイムライン）検討会 会員

四国地方整備局那賀川河川事務所 副所長（技術）

【阿南市部会】

（河川管理者）四国地方整備局那賀川河川事務所 調査課長
 （ " " ） 徳島県県土整備部河川整備課 課長補佐
 （河川・道路管理者）徳島県南部総合県民局（阿南庁舎）施設管理担当課長
 （ダム管理者）四国地方整備局那賀川河川事務所 事業計画課長
 徳島県企業局 総合管理事務所 次長
 阿南市防災部防災対策課 課長

【那賀町部会】

（河川管理者）徳島県県土整備部河川整備課 課長補佐
 （河川・道路管理者）徳島県南部総合県民局（那賀庁舎）予防保全・管理担当 課長
 （ダム管理者）四国地方整備局那賀川河川事務所 事業計画課長
 徳島県企業局 総合管理事務所 次長
 那賀町地域防災課 課長
 四国電力(株)徳島支店土木建築課 課長

【イメージ】

